

広島市水道局建設コンサルタント等業務成績評定要領運用基準

(土木関係建設コンサルタント等業務用)

(基準の趣旨)

第1条 この基準は、広島市水道局建設コンサルタント等業務成績評定要領(以下「評定要領」という。)

第12条に基づき、広島市水道局が発注する土木関係建設コンサルタント等業務(地質調査業務、測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務(監理業務を除く。))(以下「業務」という。)の成績評定(以下「評定」という。)の運用基準を定めることにより、評定の適切な実施を図ることを目的とする。

(評定の方法)

第2条 評定は、評定要領第4条に基づき、調査職員、業務担当課長及び検査職員の3者(以下「評定者」という。)が、評定要領第5条第2項に基づく業務成績評定表(以下「評定表」という。)により実施し、業務の内容により次に掲げる様式から選定するものとする。

なお、下記業務の細目に該当しない業務については、類似の業務を参考として様式を選定するものとする。

(1) 測量・調査・計画業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・評定表1

- ・「測量業務等共通仕様書」第101条に規定する「測量業務」
- ・「地質・土質調査共通仕様書」第101条に規定する「地質・土質調査」
- ・「設計業務共通仕様書」第1204条に規定する「調査業務」
- ・「設計業務共通仕様書」第1205条に規定する「計画業務」

(2) 設計業務「予備設計等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・評定表2

- ・「設計業務共通仕様書」第1206条2~4に規定する「基本計画」、「概略設計」、「予備設計」

(3) 設計業務「詳細設計」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・評定表3

- ・「設計業務共通仕様書」第1206条5に規定する「詳細設計」

印については、広島市の「調査・設計・測量業務等共通仕様書」を示す。

(調査職員及び検査職員の考査基準)

第3条 評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、「評定表」の加減点要素の各評価項目に従って評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除、もしくは、配点、重みの変更は行わない。)

(業務担当課長の考査基準)

第4条 業務担当課長の評定における考査基準は、次によるものとする。

(1) 評定点範囲

評定表(業務担当課長用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(2) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定(100点満点換算)に対して、別表-1を参考として-15点まで減点することができる。

別表 - 1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	- 3点	- 5点	- 10点	- 15点

【適用事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由： ）

(3) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表 - 2 を参考として - 20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評定が採用された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表 - 2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	- 10点	- 20点

（対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い）

第5条 対象業務が、「測量・調査・計画業務」及び「設計業務」の両方の業務にまたがる場合においては、業務の目的等を考慮した上で「主たる業務」を選定し、原則として主たる業務（1業務）の考査をもって評定点とする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から適用する。

<参考>

1 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、2の重み付けを考慮して付加する。

評価項目		管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力		
	業務執行技術力		
	施工時への 配慮(注1)	予備設計等	
		詳細設計	
コスト把握力(注1)			
管理技術力	工程管理能力		
	品質管理能力		
	迅速性、弾力性、調整能力		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		
成果物の品質			

注1)「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評価の対象とする。

2 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		測量・調査・計画業務			設計業務			
		業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定		
			管理	照査		管理	照査	
専門技術力	提案力、改善力	2	2		2	2		
	業務執行技術力	4	4		4	4		
	施工時への 配慮(注1)	予備設計等				1	1	
		詳細設計				1	1	
コスト把握力(注1)					1	1		
管理技術力	工程管理能力	2	2		2	2		
	品質管理能力	2	2	2	2	2	2	
	迅速性、弾力性、調整能力	1	1		1	1		
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	1	1		1	1		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	2	2		2	2		
成果物の品質		7	7	1	8	8	1	
合計		21	21	3	24	24	3	

注1)「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評価の対象とする。